

II 薬事指導

1 薬事審議会

神奈川県薬事審議会は、医薬品医療機器等法第3条の規定及び附属機関の設置に関する条例に基づき昭和36年10月1日に設置され、知事の諮問に応じ薬事に関する重要事項を調査審議のうえ結果報告又は意見建議を行うものであり、現在、学識経験者11名、薬事関係者6名、消費者代表者3名が委員に委嘱されている。

また、昭和55年度から特別の事項を調査審議させるために規則改正を行い、部会及び専門委員を設置している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、書面開催とした。

開催日	審議内容
令和3年3月11日～22日	<ul style="list-style-type: none"> 部会報告事項について 医薬品医療機器等法の一部を改正する法律の概要について 薬局の機能に関する認定制度の創設について

2 薬剤師の状況

(1) 薬剤師数（薬剤師法の規定に基づく届出数）

隔年12月末現在

項目 年	総 数		従 事 内 訳			
	全 国	神奈川県(全国比)	薬 局	医療機関	計	その 他
H30年	311,289人	22,913人 (7.4%)	15,004人	3,619人	18,623人	4,290人
H28年	301,323人	22,104人 (7.3%)	14,610人	3,430人	18,040人	4,064人
H26年	288,151人	21,541人 (7.5%)	13,846人	3,227人	17,073人	4,468人
H24年	280,052人	20,212人 (7.2%)	12,775人	3,001人	15,776人	4,436人
H22年	276,517人	19,610人 (7.1%)	12,201人	2,926人	15,127人	4,483人
H20年	267,751人	17,650人 (6.6%)	10,729人	2,741人	13,470人	4,180人
H18年	252,533人	16,507人 (6.5%)	9,866人	2,605人	13,470人	4,036人
H16年	241,369人	15,672人 (6.5%)	9,207人	2,517人	12,471人	3,948人
H14年	229,744人	14,930人 (6.5%)	8,446人	2,525人	11,724人	3,959人
H12年	217,477人	14,147人 (6.5%)	7,726人	2,584人	10,971人	3,837人

(注)昭和57年より隔年届出

(2) 薬剤師免許事務処理状況

令和2年度

区分	申 請					計	前年度計
	免許申請	免許証書換 交付申請	免許証 再交付申請	名簿訂正 申請	名簿登録 削除申請		
処理件数	844	522	51	14	17	1,448	1,627

3 薬局及び医薬品等販売業等の状況

(1) 薬局・医薬品等販売業者数

各年度3月末現在

年度	業種 薬局	薬局製造販売医薬品		卸売販売業	薬種商販	特例販売業	配置業	医療機器販売業		医療機器貸与業		再生医療品業	計	
		製造販売業	製造業					高度管理医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	管理医療機器			
2年度	4,009	241	241	1,509	580	1	0	183	4,244	22,244	1,503	1,878	47	36,680
元年度	3,952	231	231	1,486	577	1	0	195	4,123	22,109	1,444	1,884	45	36,278
30年度	3,888	231	231	1,461	581	1	0	200	4,011	21,803	1,256	1,333	45	35,041
29年度	3,836	254	254	1,427	583	1	0	215	3,931	21,742	1,209	1,404	44	34,900
28年度	3,825	267	267	1,403	576	1	1	215	3,862	21,079	1,143	1,177	41	33,857

(2) 薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

令和2年度

業種 許可等の種類	薬局	薬局製造販売医薬品		医薬品業	医薬品配置者	高度管理医療機器等販売業貸与業	管理医療機器販売業貸与業	再生医療等製品販売業	登録販売者販売従事登録	計
		製造販売業	製造業							
新規許可・届出	(230) 291	(10) 16	(10) 16	(115) 151	— 163	(291) 364	(571) 847	(3) 3	— 565	(1,230) 2,416
許可更新申請	(263) 369	(10) 13	(10) 13	(99) 145	— —	(254) 351	— —	(1) 2	— —	(637) 893
製造販売承認申請	—	(429) 436	—	—	—	—	—	—	—	(429) 436
製造販売届	—	(9) 12	—	—	—	—	—	—	—	(9) 12
製造販売承認事項 軽微変更届	—	(0) 0	—	—	—	—	—	—	—	0 0
許可証等書換 交付申請	(37) 44	(0) 0	(0) 0	(27) 35	— 16	(40) 48	— —	(0) 0	— 87	(104) 230
許可証等 再交付申請	(1) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	— 0	(0) 1	— —	(0) 0	— 37	(1) 40
医薬品販売先等 変更許可申請	—	—	—	(0) 0	— —	— —	— —	— —	— —	(0) 0
管理者兼務 許可申請	(148) 201	—	(0) 0	(22) 30	— —	(0) 0	— —	(0) 0	— —	(170) 231
変更届	構造設備	(129) 173	—	(1) 1	(88) 144	(140) 187	(28) 64	(2) 2	— —	(388) 571
	管理者	(830) 1,070	(7) 9	(7) 9	(493) 635	(768) 986	(338) 749	(8) 9	— —	(2,451) 3,467
	その他	(10,011) 12,660	(9) 10	(9) 10	(2,510) 3,167	(590) 763	(118) 275	(15) 22	— 100	(13,262) 17,007
	変更届計	(10,970) 13,903	(16) 19	(17) 20	(3,091) 3,946	— —	(1,498) 1,936	(484) 1,208	(25) 33	— 100
廃止届	(160) 219	(5) 7	(5) 7	(85) 125	— 34	(170) 217	(317) 462	(2) 2	— 2	(744) 1,075
休止届・再開届	(12) 19	(0) 1	(0) 1	(10) 13	— —	(12) 20	(17) 24	(0) 0	— —	(51) 78
管理者兼務 廃止届	(106) 149	—	(0) 0	(19) 25	— —	(0) 0	— —	(0) 0	— —	(125) 174
取扱処方箋数届	(1,436) 1,844	—	—	—	—	—	—	—	—	(1,436) 1,844
計	(13,363) 17,041	(479) 504	(42) 57	(3,468) 4,470	— 213	(2,265) 2,937	(1,389) 2,421	(31) 40	— 791	(21,037) 28,474
前年度計 (参考)	(14,415) 25,232	(77) 95	(62) 74	(3,938) 5,039	— 274	(2,514) 3,204	(1,384) 2,490	(10) 14	— 1,031	(22,400) 37,453

(注) ()内は保健所設置市内数

4 薬事監視指導

(1) 薬事監視指導実施状況

医薬品等の製造販売・製造業並びに薬局及び医薬品等販売業等に対して立入検査を実施した。

製造販売業に対しては、品質管理の向上及び安全管理の一層の推進を図るため、GQP、GVP、体制QMSに基づく指導を実施した。

製造業に対しては、GMP等に基づき製造所の構造設備、医薬品等の品質、製造工程の管理に重点を置くとともに、諸外国への輸出用医薬品等のGMP証明に係る監視を実施した。

薬局・医薬品等販売業については、医薬品等の取扱い及び管理状況、偽造医薬品の流通防止等に重点をおいて監視を実施した。

薬事監視指導状況

令和2年度

業種	事項	県					保健所設置市					合計					
		許可・登録・届出	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	許可・届出施設数	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	許可・登録・届出	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	
医薬品	薬局	934	425	45.5	-	0.0	3,075	543	17.7	26	4.8	4,009	968	24.1	26	2.7	
	医薬品製造業	第一種	4	2	50.0	-	0.0						4	2	50.0	-	0.0
		第二種 (体外診断薬を除く)	12	3	25.0	-	0.0						12	3	25.0	-	0.0
		第三種 (体外診断薬)	11	4	36.4	-	0.0						11	4	36.4	-	0.0
	医薬品製造業	薬局	59	15	25.4	-	0.0	182	28	15.4	1	3.6	241	43	17.8	1	2.3
		体外診断薬を除く※1	89	46	51.7	1	2.2						89	46	51.7	1	2.2
		体外診断薬に限る	25	6	24.0	-	0.0						25	6	24.0	-	0.0
	薬局	59	15	25.4	-	0.0	182	26	14.3	-	0.0	241	41	17.0	-	0.0	
	店舗販売業	384	107	27.9	-	0.0	1,125	199	17.7	5	2.5	1,509	306	20.3	5	1.6	
	卸売販売業	172	52	30.2	-	0.0	408	59	14.5	3	5.1	580	111	19.1	3	2.7	
薬種商販売業	-	-	-	-	0.0	1	-	0.0	-	-	1	-	0.0	-	-		
特例販売業	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-		
配販売業	183	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	183	-	-	-	-		
置従事業者	349	-	-	7	0.0	-	-	-	-	-	349	-	-	7	0.0		
業務上取扱う施設		31		2	6.5				1	0.0		31		3	9.7		
医薬部外品	医薬部外品製造販売業	53	8	15.1	-	0.0						53	8	15.1	-	0.0	
	医薬部外品製造業	132	30	22.7	-	0.0						132	30	22.7	-	0.0	
	販売業		237		-	0.0		38		-	0.0		275		-	0.0	
業務上取扱う施設		13		-	0.0							13		-	0.0		
化粧品	化粧品製造販売業	140	29	20.7	-	0.0						140	29	20.7	-	0.0	
	化粧品製造業	222	65	29.3	-	0.0						222	65	29.3	-	0.0	
	販売業		239		1	0.4		35		-	0.0		274		1	0.4	
	業務上取扱う施設		13		-	0.0							13		-	0.0	
医療機器	医療機器第一種製造販売業	28	4	14.3	-	0.0						28	4	14.3	-	0.0	
	第二種製造販売業	63	11	17.5	-	0.0						63	11	17.5	-	0.0	
	第三種製造販売業	42	7	16.7	-	0.0						42	7	16.7	-	0.0	
	医療機器製造業	234	46	19.7	-	0.0						234	46	19.7	-	0.0	
	医療機器修理業	277	68	24.5	-	0.0						277	68	24.5	-	0.0	
	販売業	高度管理医療機器等	951	356	37.4	-	0.0	3,293	433	13.1	-	0.0	4,244	789	18.6	-	0.0
		管理医療機器	4,890	620	12.7	-	0.0	17,354	290	1.7	5	1.7	22,244	910	4.1	5	0.5
		一般医療機器		138		-	0.0						138		-	0.0	
		高度管理医療機器等	360	129	35.8	-	0.0	1,143	133	11.6	-	0.0	1,503	262	17.4	-	0.0
		管理医療機器	920	351	38.2	-	0.0	958	36	3.8	-	0.0	1,878	387	20.6	-	0.0
一般医療機器		133		-	0.0						133		-	0.0			
業務上取扱う施設		2		-	0.0				2			2		2	100.0		
再生医療等製品	再生医療等製品製造販売業	1	0	0.0	-	0.0						1	0	0.0	-	0.0	
	再生医療等製品製造業※2	4	-	-	-	-						4	-	-	-	-	
	再生医療等製品販売業	11	3	27.3	-	0.0	36	2	5.6	-	0.0	47	5	10.6	-	0.0	
業務上取扱う施設		9		-	0.0							9		-	0.0		
小計		10,609	3,217	30.3	11	0.3	27,757	1,822	6.6	43	2.4	38,366	5,039	13.1	54	1.1	
指定薬物を取り扱う施設						0.0										0.0	
総計		10,609	3,217	30.3	11	0.3	27,757	1,822	6.6	43	2.4	38,366	5,039	13.1	54	1.1	

※1医薬品製造業(体外診断薬を除く)は、地方厚生局長許可施設5施設を含む。

※2再生医療等製品製造業は、地方厚生局長許可施設4施設。

薬事監視指導結果違反内訳一覧表

令和2年度

業種	事項	許可・登録・届出施設数	監視指導施設数	違反発見施設数	違反内容※1										措置※2				
					無許可・無登録・無届業	無承認・無認証品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	医薬品販売業者の管理者に反	品質管理の不備	その他	計	停止許可取消・登録取消・業務	報告書等	計	
医薬品	薬局	934	425	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	-	0	
	医薬品製造販売業	第一種	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		第二種 (体外診断薬を除く)	12	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	体外診断薬	医薬品	11	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
		薬局	59	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	体外診断薬を除く	医薬品製造業	89	46	1	2	/	-	2	-	-	-	-	-	2	6	-	5	5
		薬局	25	6	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	卸売販売業	薬局	59	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		店舗販売業	384	107	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	-	1	1
	配	販売業	172	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
	業務上取扱う施設	従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
		施設	183	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
医薬部外品	業務上取扱う施設	349	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	7	7	
	施設	-	31	2	/	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	2	2	
化粧品	医薬部外品製造販売業	53	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	
	製造業	132	30	-	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	
化粧品	販売業	-	237	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	業務上取扱う施設	-	13	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
医療機器	化粧品製造販売業	140	29	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	6	6	
	製造業	222	65	-	3	/	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	2	
医療機器	販売業	-	239	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	業務上取扱う施設	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
再生医療等製品	医療機器製造販売業	28	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	
	第一種	63	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1	1	
再生医療等製品	第二種	42	7	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	3	
	第三種	234	46	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
再生医療等製品	医療機器製造業	277	68	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	修理業	951	356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
再生医療等製品	高度管理医療機器等	4,890	620	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	2	2	
	管理医療機器	-	138	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
再生医療等製品	一般医療機器	360	129	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	高度管理医療機器等	920	351	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
再生医療等製品	管理医療機器	-	133	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	一般医療機器	-	2	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
再生医療等製品	業務上取扱う施設	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	再生医療等製品製造販売業	4	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
再生医療等製品	再生医療等製品製造業	11	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
	再生医療等製品販売業	-	9	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
小計		10,609	3,217	11	18	3	1	3	3	0	1	0	0	4	33	0	36	36	
指定薬物を取り扱う施設		-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	0	-	-	0	
総計		10,609	3,217	11	18	3	1	3	3	0	1	0	0	4	33	0	36	36	

※1 令和2年度中に発見した違反の内容(令和2年度中未措置の違反を含む)

※2 令和2年度中に行った違反措置の件数(令和元年度以前に発見した違反を含む)

(2) 医薬品等の品質検査

医薬品等の品質確保を図るため、令和2年度は7件の収去による品質検査を行った。

収去による品質検査

令和2年度

検査機関	品 目		検体数	不適件数	検査項目	不適理由
衛生研究所	医薬品	医療用医薬品	1	0	承認規格	-
	化粧品	ハンドジェル	5	0	メタノール、防腐剤等	-
	医療機器	単回使用視力補正用 色付コンタクトレンズ	1	0	外観試験・無菌試験	-
計			7	0		

(3) 医薬品等の違反発見状況

令和2年度中の医薬品等の違反品は延べ111品目で、違反施設数は15施設であり、その状況は次のとおりである。なお、これらの違反品は回収・廃棄などを行ったほか、関係都道府県に措置依頼の通報を行った。

分類	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	計	発見者		原因		施設計
						本県	他県	本県	他県	
無許可品	4		9	-	13	6	-	6	-	6
不良品	-	-	-	2	2	1	-	1	-	1
不正表示品	3	-	-	-	3	3	-	3	-	3
広告違反品	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0
その他	54	-	1	38	93	3	2	5	-	5
計	61	0	10	40	111	13	2	15	0	15

5 医薬類似品等の監視指導

健康食品等は、消費者の健康志向に合わせて多種多様の製品が流通しており、その販売方法も医薬品的効能効果を標ぼうするなど、問題の多いものがあることから、これら医薬類似品等の実態の把握及び監視指導のため試買検査を実施した。また、試買検査を行った製品以外の健康食品等についても、広告などの内容の検査を実施した。

(1) 健康食品等の試買検査等状況

対象業者 通信販売業者等
対象品目 健康食品

年度	項目 検体数	薬効標ぼう数		分析結果			検出された医薬品成分
		違反数	違反率	検体数	違反数	違反率	
2年度	30	9	30.00%	30	4	13.3%	タダラフィル(4検体)
元年度	30	0	-	30	0	-	
30年度	30	0	-	30	0	-	
29年度	30	0	-	30	0	-	
28年度	30	2	6.67%	30	2	6.7%	5-HTP(1検体)、インヨウカク(1検体)

(2) 健康食品等の違反状況

試買検査以外の健康食品や健康器具等について、医薬品医療機器等法違反に該当しているもの5件(6品目)を発見、措置した。

ア 健康食品の違反状況

令和2年度

種類	項目		発見の端緒					措置			
	本県	他県	新聞雑誌	チラシ広告	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
果実・果肉加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
緑葉植物加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
藻類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
海藻類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
菌茸類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物種子加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
穀類胚芽加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物性油脂類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
食物繊維等加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
生薬類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物発酵品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
花粉加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ローヤルゼリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
は虫類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
動物性油脂類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
骨粉等加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
貝類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
イオン水等飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
鉱物等加工品	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1
その他の健康食品	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	1
計	1	1	0	0	2	0	0	0	2	0	2

イ 健康器具等の違反状況

令和2年度

種類	項目		発見の端緒					措置			
	本県	他県	新聞雑誌	チラシ等	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
健康器具等に効能効果を標ぼうしたものの	2	1	-	-	3	-	-	-	3	-	3

6 薬事講習会の開催

薬局・医薬品販売業者、医薬品製造販売・製造業者等を対象として、関係法令等について、十分な理解と認識を深めるため薬事講習会を開催した。

対象業者		年度	2年度		元年度	
		項目	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
薬 医 薬 品 販 売 業 者 局 者	薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 者		0	0	1	40
	関 係 団 体 主 催 の 講 習 会		7	298	13	637
	小 計		7	298	14	677
医 薬 品 等 製 造 関 係 団 体 主 催 の 講 習 会			1	401	2	315
合 計			8	699	16	992

7 登録販売者試験

年度	2年度	元年度	30年度
実施期日	令和2年12月20日	令和元年9月8日	平成30年9月9日
申込者数	3,548人	4,050人	4,041人
受験者数	2,671人	3,396人	3,442人
合格者数	1,033人	956人	1,357人
合格率	38.7%	28.2%	39.4%

8 医薬品等価格調査

厚生労働大臣の定める薬価基準等の基礎資料を作成することを目的として、国からの委託により行う医薬品等の価格調査は、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度は実施されなかった。

(1) 医薬品価格調査

- ・他計調査
実施せず。

- ・自計調査
実施せず。

(2) 特定保険医療材料価格調査

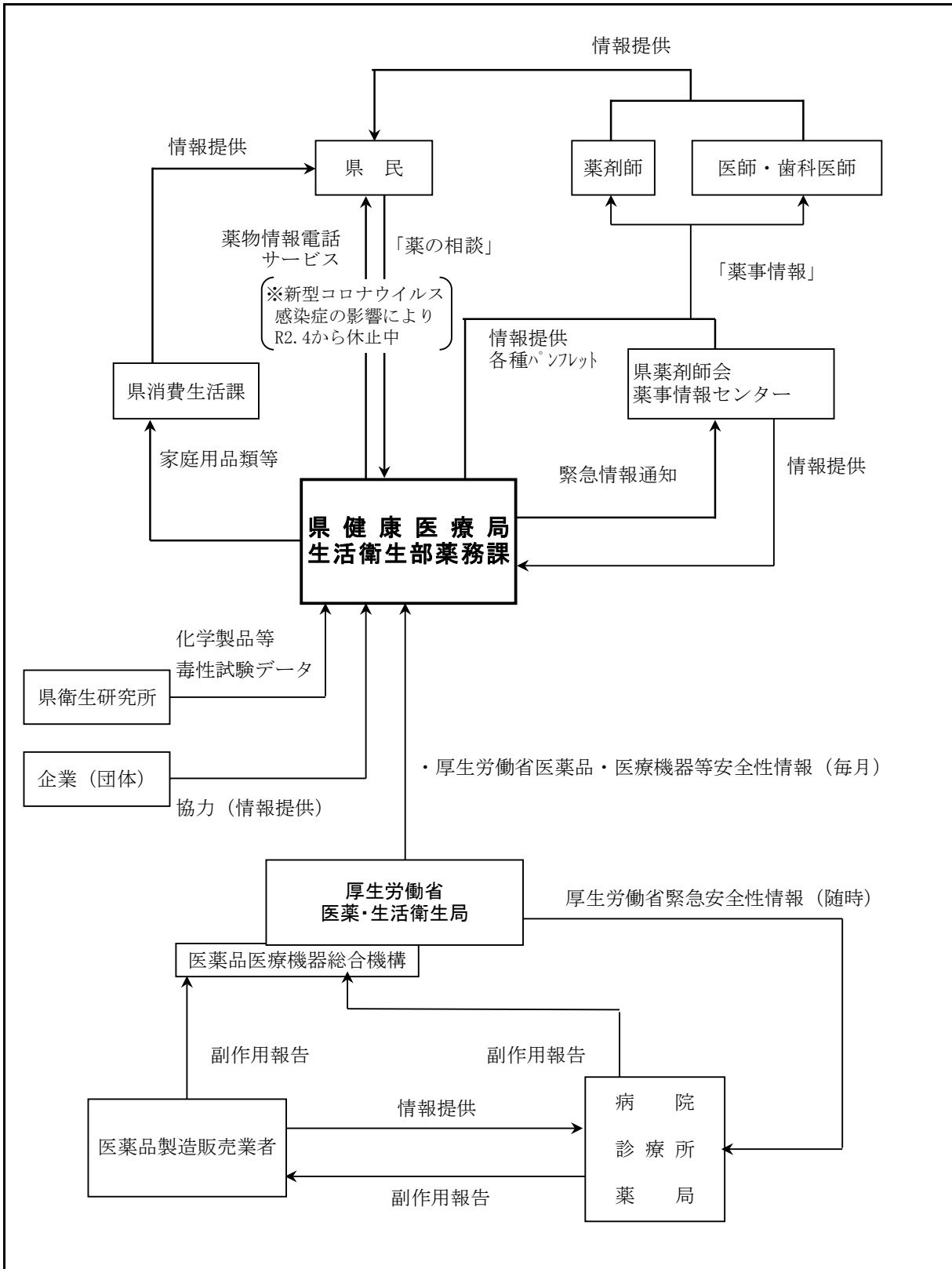
- ・他計調査
実施せず。

- ・自計調査
実施せず。

Ⅲ 医薬品等の安全対策

1 薬事情報の収集・提供

医薬品等の安全性・有効性を確保し、医薬品等による県民の健康被害を防止するため、各種情報を収集するとともに、県民及び医療機関に対し必要な情報を提供している。



(1) 薬物情報電話サービス

医薬品の副作用や化学製品等の安全性に関する情報を提供するため、昭和51年9月から電話サービスの窓口を設け、薬剤師が県民からの問い合わせに応じている。なお令和2年度については、新型コロナウイルスまん延防止を図る業務体制のため、令和2年4月16日より本電話サービスを休止した。

- 提供する情報の種類
- ・医薬品の効能効果、使用上の注意などに関する情報
 - ・急性薬物中毒に関する情報

ア 問い合わせ状況

内 容		2年度	元年度	30年度	29年度
医薬品の効能・副作用に関すること		29(85.3%)	799(88.6%)	1,130(91.1%)	950(88.0%)
内 訳	医療用医薬品	26(76.5%)	775(85.9%)	1,107(89.2%)	923(85.5%)
	一般用医薬品	3(8.8%)	24(2.7%)	23(1.9%)	27(2.5%)
誤飲・誤食の処置に関すること		3(8.8%)	54(6.0%)	72(5.8%)	85(7.9%)
内 訳	医薬品等	3(8.8%)	50(5.5%)	68(5.5%)	80(7.4%)
	家庭用品類	0(0.0%)	4(0.4%)	4(0.3%)	5(0.5%)
化学製品の安全性に関すること		0(0.0%)	1(0.1%)	6(0.5%)	6(0.6%)
そ の 他		2(5.9%)	48(5.3%)	33(2.7%)	38(3.5%)
合 計		34(100%)	902(100%)	1,241(100%)	1,079(100%)

イ 問い合わせ件数の推移

年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
件数	34	902	1,241	1,079	1,022	797	834	807

(2) 薬事情報センター事業の助成

県薬剤師会薬事情報センターが実施する薬剤師、医師、歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業に対する助成を行い、その情報機能の強化充実を図っている。

ア 薬事情報センターの概要

- ・事業主体 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ・開設時期 昭和46年4月 [県補助開始 昭和53年4月]・職員数 2名

イ 情報提供件数

利用者区分 質問・項目	2年度			
	薬剤師会 会 員	医師会・歯 科医師会員	その他	計
医薬品一般 メーカー名、成分、 薬効、薬理作用	16 (1.8%)	0	25 (46.3%)	41 (4.3%)
保険・薬価・再評価	537 (59.4%)	2 (100.0%)	4 (7.4%)	543 (56.6%)
副作用・相互作用 ・毒性・催奇形性	2 (0.2%)	0	3 (5.6%)	5 (0.5%)
誤飲・誤用 ・リスク	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他※	349 (38.6%)	0	22 (40.7%)	371 (38.6%)
合 計	904	2	54	960
県 補 助 金	2,394千円			

※その他:文献・新聞、ドーピング、薬事関係法規等

2 薬事知識の普及啓発

「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)に県内各地で開催される健康まつりなどの中で、パネル展示・薬の相談等を行った。

項目	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
開催回数	55回	51回	49回	60回	66回
開催延日数	155日間	52日間	50日間	60日間	66日間
総入場者数	2,022人	25,225人	21,043人	19,536人	19,399人

令和2年度の薬事知識の普及啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により入場者数は例年より少なかったが、パネルなどの掲示期間を長期間にして県民に知識の普及を図った。

3 医薬品適正使用の推進

医薬品の効果や副作用などの薬に関する基礎知識についての出前講座を実施することで、薬の正しい知識習得を図り、医薬品適正使用を推進した。

	回数	受講者数
令和2年度	1回	12名
令和元年度	30回	909名
平成30年度	30回	837名
平成29年度	17回	485名

4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

昭和30年代から40年代にかけて発生したサリドマイド事件やスモン事件などを受けて、医薬品による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、昭和54年10月に公布施行された医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法により、医薬品副作用被害救済制度が創設され実施されてきたが、平成16年4月に新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が施行されたことに伴い、従来の医薬品副作用被害救済制度が引続き実施されることに加え、生物由来製品により発生した感染等による健康被害者に対する救済を図ることを目的として、生物由来製品感染等被害救済制度が創設された。

本県では、ホームページにおいて同制度の内容を掲載して県民に周知し、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済に努めている。

5 後発医薬品使用促進協議会の開催

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用することができるように、平成19年10月15日に国が策定したアクションプログラムの使用促進に係る環境整備において、都道府県レベルで協議会を発足し使用促進策の策定及び推進事業の実施が位置づけられたことから、平成20年11月27日に協議会を設置した。現在、学識経験者8名、薬事等関係者3名、県民2名を委員に選任し、後発医薬品の使用促進の取組みを進めている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、協議会は開催しなかった。

後発医薬品普及状況

	元年度	30年度	29年度
全国	79.1%	75.9%	70.2%
神奈川県	77.2%	74.0%	68.6%

6 漢方理解促進に関する取組み

医食農同源の取組みの一環として、漢方薬の理解促進を図るために、医療関係者を対象とした漢方薬理解促進講習会を開催した。

開催日	対象者	受講者数
令和2年12月6日	医療関係者	120名

IV 医薬品等の生産指導

1 医薬品製造販売業等の状況

(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数

各年度3月末現在

業種 年度	医薬品			医薬部外品			化粧品			医療機器				体外診断用品			再生医療等製品			計			
	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	修理	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	小計	製造販売	製造	修理	小計
2年度	16	89	105	53	132	185	140	222	362	133	234	277	644	11	25	36	1	4	5	354	706	277	1,337
元年度	16	89	105	51	130	181	135	214	349	123	227	276	626	11	23	34	1	3	4	337	686	276	1,299
30年度	17	91	108	49	122	171	134	212	346	122	219	276	617	12	23	35	1	2	3	335	669	276	1,280
29年度	17	97	114	50	118	168	131	204	335	114	214	269	597	13	24	37	1	1	2	326	658	269	1,253
28年度	19	95	114	50	115	165	121	195	316	113	206	262	581	12	22	34	0	1	1	315	634	262	1,211

医薬品製造業者数には、地方厚生局長許可施設を含む。再生医療等製品製造業者数は、すべて地方厚生局長許可施設。

(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況

ア 知事権限に係わる医薬品製造販売業等許可状況

平成7年4月1日、医薬品(ただし、地方厚生局長許可医薬品を除く)、医薬部外品及び化粧品の製造(輸入)業者の許可権限が知事に委任された。

平成9年4月1日、医療機器(ただし、地方厚生局長許可医療機器を除く)の製造(輸入)業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに再生医療等製品製造業及び体外診断用医薬品製造業が規定され、さらに、医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業が登録制となった。医療機器製造業者及び体外診断用医薬品製造業者の登録権限について知事に委任された。

現在、地方厚生局長許可である製造業は、医薬品製造業の一部と再生医療等製品製造業だけで、それ以外は知事に委任されている。

平成17年4月1日、業として製造販売業が規定され、製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに、再生医療等製品製造販売業及び体外診断用医薬品製造販売業が規定され、再生医療等製品製造販売業者及び体外診断用医薬品製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

現在、すべての製造販売業者の許可権限は知事に委任されている。

* 地方厚生局長が許可する医薬品製造業

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 生物学的製剤 | ⑤ 細胞培養技術応用医薬品 |
| ② 放射性医薬品 | ⑥ 細胞組織医薬品 |
| ③ 国家検定医薬品 | ⑦ 特定生物由来医薬品 |
| ④ 遺伝子組換え技術応用医薬品 | |

イ 知事権限に係わる医薬品等製造販売承認状況

医薬品等の承認権限は、昭和45年にかぜ薬の一部が知事に委任され、その後順次委任品目が拡大された。

現在、次の医薬品等の製造販売承認の権限が委任されている。

医薬品 かぜ薬、解熱鎮痛剤、しゃ下薬、鎮咳去痰薬、鎮うん薬、医療用ガス(液体酸素・液体窒素)、点眼薬・洗眼薬、ビタミン主薬製剤、洗腸薬、駆虫薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、胃腸薬、外用痔疾用薬、みずむし・たむし用薬、鎮痒消炎薬、漢方製剤、生薬製剤

医薬部外品 生理処理用品、清浄綿、染毛剤、パーマネント・ウェーブ用剤、薬用歯みがき類、健胃清涼剤、ビタミン剤、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかざれ用剤、浴用剤

令和2年度 知事承認・一部変更承認件数

品目	承認件数	備考
医薬品	3	承認申請件数は3件
医薬部外品	17	承認申請件数は14件 染毛剤、パーマ液
計	20	

ウ 医薬品等製造販売・製造許可等申請・届出取扱件数

令和2年度

業 態	項 目	許 可 ・ 登 録 施 設 数	申 請								届 出										計	前 年 度 計		
			新 規 許 可 ・ 登 録 新 録	許 可 ・ 登 録 更 新	区 分 追 加 変 更 許 可	製 造 販 売 承 認	承 認 事 項 一 部 変 更	管 理 者 承 認	許 可 ・ 登 録 証 再 交 付 ・ 書 換 交 付	適 合 性 調 査	変 更 届 の 他	管 理 者 製 造 販 売 責 任 者 技 術 者	製 造 設 備	承 認 事 項 軽 微 変 更	承 認 承 継 届	承 認 整 理 届	承 認 事 項 記 載 整 備 届	製 造 販 売 届	化 粧 品 製 造 販 売 変 更 届	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 届				
																							16	2
医 薬 品	製造販売業製	体外診断薬を除く	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4	25		
		体外診断用医薬品	5	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	4	14	
	製 造 業	大臣	84	8	11	—	—	—	—	6	82	16	79	31	—	—	—	—	—	—	6	239	344	
		知事	体外診断薬を除く	25	4	4	—	—	—	—	—	—	5	—	9	—	—	—	—	—	—	2	24	24
			体外診断用医薬品	53	3	4	—	13	1	—	—	—	4	—	11	—	—	1	—	—	—	1	38	88
医 部 外 品	製 造 販 売 業	132	7	17	—	—	—	—	2	—	24	39	38	—	—	—	—	—	—	7	134	191		
化 粧 品	製 造 販 売 業	140	7	17	—	—	—	—	2	—	12	—	24	—	—	—	—	1,527	1,857	2	3,448	2,880		
	製 造 業	222	23	29	1	—	—	—	4	—	35	58	51	—	—	—	—	—	—	15	216	247		
医 療 機 器	製 造 販 売 業	133	14	9	—	—	—	—	5	—	14	—	29	—	—	—	—	—	—	9	80	95		
	製 造 業	234	22	30	—	—	—	—	6	—	25	—	58	—	—	—	—	—	—	17	158	153		
	修 理 業	277	16	58	10	—	—	—	8	—	38	38	98	—	—	—	—	—	—	15	281	304		
再 生 医 療 等 製 品	製 造 販 売 業	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1		
	製 造 業	4	1	—	—	—	—	—	2	1	—	1	6	3	—	—	—	—	—	—	14	5		
計		1,337	107	182	11	15	2	2	35	82	176	222	371	4	0	3	0	1,527	1,857	77	4,673	4,397		

2 医薬品等の製造販売・製造状況

県内で製造販売・製造されている医薬品、化粧品及び医療機器の生産金額は次のとおりである。

主な品目	医薬品	抗生物質製剤、ビタミン剤、中枢神経系用剤、消化器官用剤
	化粧品	化粧水、ファンデーション、クリーム、乳液、シャンプー、口紅
	医療機器	医療用X線装置、医療用X線フィルム、補聴器、歯科材料

神奈川県内の医薬品等生産金額(令和元年)(単位:百万円)

品 目	生産金額
医 薬 品	402,250
化 粧 品	194,795
医 療 機 器	16,980

- (注1) 医薬品、医療機器の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計による。
- (注2) 医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。
- (注3) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。
- (注4) 化粧品の生産金額は経済産業省生産動態統計(化学工業統計)による。

3 医薬品等国家検定

医薬品等のうちで製造、試験等に高度な技術を要するもの、製造過程において特に品質管理が難しいもの等は医薬品医療機器等法第43条の規定に基づき国立感染症研究所の検定を受け、かつ、合格したものでなければならず、合格した医薬品等には検定に合格した旨を表示させている。

年度	業者数	品目数	申請数	備 考
2年度	1	2	12	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)
元年度	1	1	10	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
30年度	1	1	6	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
29年度	1	1	8	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
28年度	1	1	11	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

V 毒物劇物指導

1 毒物劇物営業者の状況

(1) 毒物劇物営業者等数

各年度3月末現在

業種 年度	製造・ 輸入業	販 売 業				特 定 毒 物 研 究 者	業 務 上 取 扱 者					特 定 毒 物 使 用 者	計
		一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目	小 計		電 気 め っ き 事 業	金 属 熱 処 理 事 業	運 送 事 業	し ろ あり 防 除 事 業	小 計		
2年度	286	2,331	189	60	2,580	76	91	7	48	0	146	9	3,097
元年度	281	2,350	192	61	2,603	78	89	8	45	0	142	8	3,112
30年度	267	2,315	197	64	2,576	83	96	8	44	0	148	9	3,083
29年度	259	2,282	208	66	2,556	81	100	11	43	1	155	9	3,060
28年度	257	2,317	209	72	2,598	85	98	8	41	0	147	8	3,095

(2) 毒物劇物関係事務処理件数

令和2年度

業 種 区 分	新 規 登 録 申 請 ・ 届 出 等	登 録 更 新 申 請	登 録 変 更 申 請	登 録 票 等 書 換 え 交 付 申 請	登 録 票 等 再 交 付 申 請	毒 取 扱 責 任 者		変 更 届		廃 止 届	計	前 年 度 計	
						設 置 届	変 更 届	構 造 設 備	そ の 他				
													設 置 届
製 造 ・ 輸 入 業													
原 体 登 録	9	23	62	6	-	9	14	23	13	7	166	124	
製 剤 登 録	12	25	41	2	-	12	13	29	11	8	153	127	
小 計	21	48	103	8	-	21	27	52	24	15	319	251	
販 売 業	(98) 129	(142) 204	/	(21) 34	(1) 1	(50) 75	(194) 292	(38) 52	(120) 179	(97) 136	(761) 1,102	(754) 1,030	
特 定 毒 物 研 究 者	(7) 11	/	/	(-) 0	-	/	/	(1) 2	(-) 1	(7) 11	(15) 25	(18) 21	
業 務 上 取 扱 者	(4) 6	/	/	/	/	(4) 6	(6) 8	/	(3) 3	(1) 3	(18) 26	(20) 20	
特 定 毒 物 使 用 者	(-) -	/	/	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 0	(-) 0	(3) 3	
計	(109) 167	(142) 252	(0) 103	(21) 42	(1) 1	(54) 102	(200) 327	(39) 106	(123) 207	(105) 165	(794) 1,472	(795) 1,325	

(注) ()内は保健所設置市内数

2 毒物劇物監視指導

(1) 毒物劇物監視指導実施状況

毒物劇物等による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い・保管管理・廃棄処理の徹底を図った。特に、毒物である無機シアン化合物や劇物であるトルエンなどを取扱う事務所や営業所に対して、重点的に監視指導を行った。また、液体や気体の毒物劇物を貯蔵する屋外・屋内・地下タンクやこれらを運送するタンクローリーについて流出事故防止等の指導を行った。

令和2年度

事項 業種	県					保健所設置市					合計				
	登録・届出施設数	監視指導施設数	監視率	違反発見施設数	違反率	登録・届出施設数	監視指導施設数	監視率	違反発見施設数	違反率	登録・届出施設数	監視指導施設数	監視率	違反発見施設数	違反率
製造業	177	46	26.0%	1	2.2%	-	-	-	-	-	177	46	26.0%	1	2.2%
輸入業	109	31	28.4%	2	6.5%	-	-	-	-	-	109	31	28.4%	2	6.5%
一般販売業	609	177	29.1%	1	0.6%	1,722	190	11.0%	2	1.1%	2,331	367	15.7%	3	0.8%
農業用品目販売業	107	9	8.4%	-	0.0%	82	13	15.9%	-	0.0%	189	22	11.6%	-	0.0%
特定品目販売業	18	1	5.6%	-	0.0%	42	2	4.8%	1	50.0%	60	3	5.0%	1	33.3%
特定毒物研究者	20	5	25.0%	-	0.0%	56	5	8.9%	-	0.0%	76	10	13.2%	-	0.0%
電気めっき事業	15	1	6.7%	-	0.0%	76	-	0.0%	-	0.0%	91	1	1.1%	-	0.0%
金属熱処理事業	3	-	0.0%	-	0.0%	4	-	0.0%	-	0.0%	7	-	0.0%	-	0.0%
運送事業	4	1	25.0%	-	0.0%	44	1	2.3%	-	0.0%	48	2	4.2%	-	0.0%
しろあり防除事業	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%
特定毒物使用者	3	-	0.0%	-	0.0%	6	1	16.7%	-	0.0%	9	1	11.1%	-	0.0%
その他	1	1	100.0%	-	0.0%	1	1	100.0%	2	200.0%	2	2	100.0%	2	100.0%
計	1,065	272	25.5%	4	1.5%	2,032	213	10.5%	5	2.3%	3,097	485	15.7%	9	1.9%

業種	内容	登録・届出施設数	監視指導施設数	違反発見施設数	違反発見件数 ※1									措置 ※2				
					無登録無届業	制限品目の販売	構造設備	取扱責任者の管理状況	毒物劇物の取扱い	表示	譲渡・交付	その他	計	登録取消	業務停止	報告書等	計	
製造業	原体	56	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	原剤	121	33	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	2	2	
輸入業	原体	61	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	原剤	48	15	2	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	2	2	
一般販売業		609	177	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
農業品目販売業		107	9	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	
特定品目販売業		18	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定毒物研究者		20	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務上取扱者	電気めっき事業	15	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金属熱処理事業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運送事業	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	しろあり防除事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定毒物使用者		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		1,065	272	4	1	0	0	0	0	2	0	2	5	0	0	6	6	

※1 令和2年度中に発見した違反の内容(令和2年度中未措置の違反を含む)

※2 令和2年度中に行った違反措置の件数(令和元年度以前に発見した違反を含む)

(2) 毒物劇物講習会の開催

毒物及び劇物取締法に関する知識を周知させ、毒物劇物の適正な取扱い・保管・譲渡等を図るために、毒物劇物販売業者等を対象者に講習会を開催した。

対象者	実施回数	受講者数
関係機関・団体主催研修会	1回	28人

3 毒物劇物取扱者試験

年度	2年度				元年度				30年度			
実施期日	令和2年11月29日				令和元年6月16日				平成30年6月24日			
区分	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
一般	523	433	281	64.9%	466	425	173	40.7%	494	462	237	51.3%
農薬用品目	73	65	25	38.5%	94	88	18	20.5%	112	103	32	31.1%
特定品目	8	7	4	57.1%	10	9	5	55.6%	6	4	2	50.0%
計	604	505	310	61.4%	570	522	196	37.5%	612	569	271	47.6%

VI 薬物乱用防止対策

1 概況

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、近年の大型覚醒剤密輸事犯の相次ぐ摘発や、匿名性の高いウェブサイトを利用した密売の巧妙化・潜在化、若年層への大麻の乱用の拡大など、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策をより強力に推進することとした。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

(1) 薬物乱用対策推進体制

ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年7月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長

本部員 29名(国機関8名、県機関4名、市町村8名、民間団体等9名)

(令和3年6月1日現在)

目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定

② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置に係る調整

イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立 平成4年10月28日

会長 鶴飼 典男 ((公社) 神奈川県薬剤師会会長)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長 (参加団体182団体 令和3年4月現在)

(2) 薬物乱用防止対策活動状況

ア 薬物乱用防止推進地域連絡会

令和2年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を配信した。

ウ 県薬務課の公式ツイッター

若い世代向けに、危険ドラッグなどの乱用される薬物に関する正しい情報をツイッターで発信した。

県薬務課公式ツイッターアカウント@Kana_yaku

エ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009～2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活 動 内 容 一 覧

令和2年度

実施主体	実施日・回数	内 容 等
神奈川県薬物乱用対策推進本部	令和2年5月18日	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会
	延べ10回	薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県各保健福祉事務所(センターを含む)、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市
薬物クリーンかながわ推進会議	令和2年5月22日 ～6月3日	運営委員会(書面会議)
	令和2年6月20日 ～7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱) ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等3,425箇所
	令和2年6月20日 ～11月30日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催) 募金活動(県内募金総額 1,155,374円)
	令和2年10月1日 ～11月30日	麻薬・覚醒剤乱用防止運動(厚生労働省主唱) 啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等13,561部
	令和3年2月12日 ～2月26日	広報委員会(書面会議)
	令和3年3月26日	広報・機関紙「薬物クリーンかながわ」(No.38)の発行

作成啓発資材(県作成成分含む)

令和2年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
オリジナルふせん	6,000個	オリジナルノック式ボールペン	7,300個

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

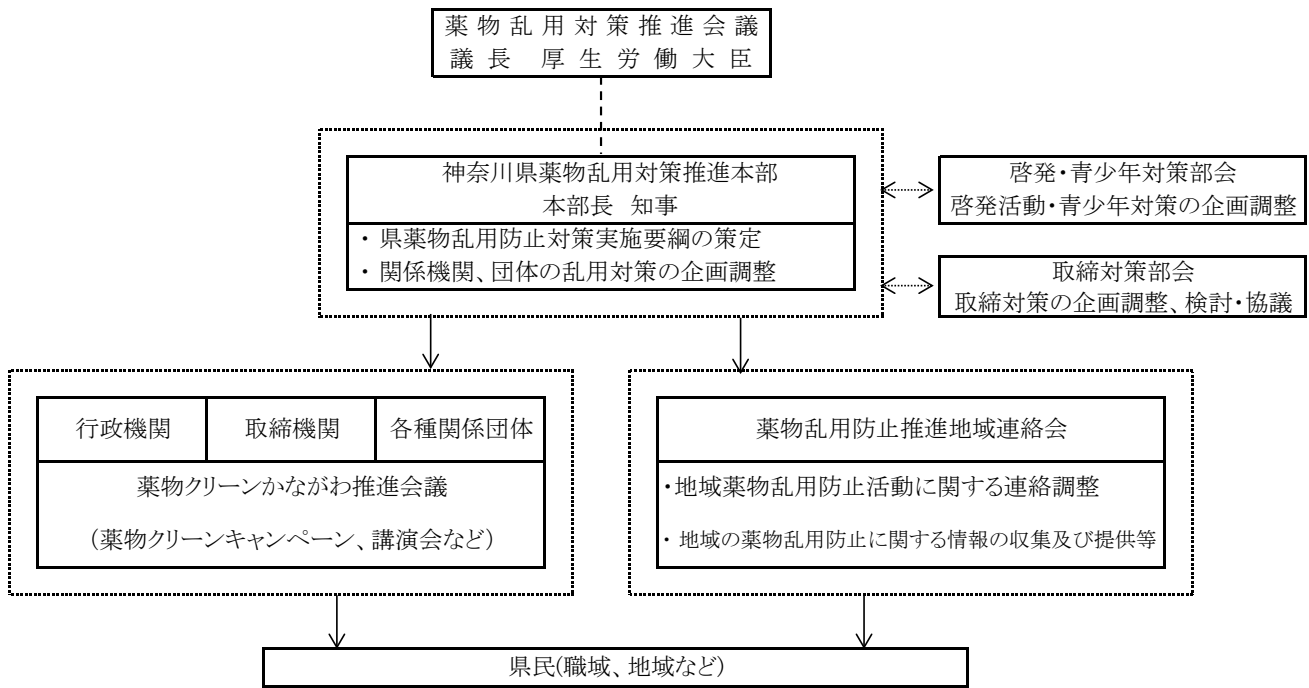
令和2年度

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
募 金 箱	986個	ポ ス タ ー	2,738枚
リ ー フ レ ッ ト	66,600部	救 急 絆 創 膏	5,910個

(麻薬・覚醒剤乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
パ ン フ レ ッ ト	16,000部	ポ ス タ ー	3,800枚

神奈川県薬物乱用対策推進本部関係体系図



(3) 薬物相談窓口

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

相談件数		令和2年度	
県	市 機 関 別	件	数
横	浜 市	514	
川	崎 市	607	
相	模 原 市	55	
横	須 賀 市	44	
藤	沢 市	51	
茅	ヶ 崎 市	2	
小	計	1,273	
県	保 健 福 祉 事 務 所 (セ ン タ ー)	275	
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	164	
	薬 務 課	58	
小	計	497	
合	計	1,770	

県保健福祉事務所(センター)別内訳			
保健福祉事務所	件 数	保健福祉事務所	件 数
平 塚	18	小 田 原	17
同 秦 野 セ ン タ ー	2	同 足 柄 上 セ ン タ ー	8
鎌 倉	57	厚 木	90
同 三 崎 セ ン タ ー	11	同 大 和 セ ン タ ー	72
		計	275

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月

実施状況 0回開催 0人参加(令和2年度) ※コロナウイルス感染症の影響により、中止。

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るため研修会を開催した。

実施状況 0回開催 0人参加(令和2年度) ※コロナウイルス感染症の影響により、中止。

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では476名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

- (ア) 設立年月日 昭和57年5月19日
- (イ) 会長 鈴木 圭作
- (ウ) 指導員 476名
- (エ) 支部 37支部(令和2年4月1日現在)
- (オ) 活動費(補助金) 1,620千円(令和2年度)

指導員内訳 令和3年4月末現在

公職・資格等	人数(名)	備考
保護司	353	うち県麻薬等薬物相談員18名
薬剤師	101	うち県麻薬等薬物相談員3名
その他	22	
計	476	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等を行い啓発した。

令和2年度

活動項目	回数	備考
街頭啓発活動	226回	ポスター掲示や資材の配架等
ミニ集会・講演会・懇談会	5回	ミニ集会や薬物乱用防止講演会
指導員研修会	0回	コロナウイルス感染症の影響により、中止

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動においてリーフレット等の配布・配架を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発

青少年による危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

区分	年度	2年度		元年度		30年度		29年度		28年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	9	(1,994)	12	(3,289)	7	(2,357)	7	(2,052)	6	(1,182)
	私立	-	(-)	1	(80)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	9	(1,994)	13	(3,369)	7	(2,357)	7	(2,052)	6	(1,182)
中 等 教 育 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	私立	-	(-)	2	(796)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	-	(-)	2	(796)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
中 学 校	公立	47	(6,941)	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)	26	(4,158)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	1	(126)
	計	47	(6,941)	46	(7,527)	27	(6,006)	25	(3,871)	27	(4,284)
小 学 校	公立	112	(9,677)	137	(11,632)	66	(5,807)	67	(5,721)	66	(5,905)
	私立	-	(-)	1	(104)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	112	(9,677)	138	(11,736)	66	(5,807)	67	(5,721)	66	(5,905)
P T A 等	2	(136)	1	(34)	-	(-)	1	(33)	1	(118)	
計	170	(18,748)	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)	100	(11,489)	
県薬剤師会 自主開催	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
合計	170	(18,748)	200	(23,462)	100	(14,170)	100	(11,677)	100	(11,489)	
委託費	510千円		600千円		300千円		300千円		300千円		

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

区分	年度	2年度		元年度		30年度		29年度		28年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	1	(282)	44	(12,761)	50	(17,399)	61	(20,286)	52	(18,223)
	私立	-	(-)	3	(1,227)	7	(4,093)	6	(2,362)	8	(2,690)
	計	1	(282)	47	(13,988)	57	(21,492)	67	(22,648)	60	(20,913)
中 等 教 育 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	1	(168)	-	(-)	1	(168)
	私立	-	(-)	5	(2,980)	3	(1,086)	4	(1,777)	2	(902)
	計	-	(-)	5	(2,980)	4	(1,254)	4	(1,777)	3	(1,070)
中 学 校	公立	1	(120)	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)	57	(14,331)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2	(368)
	計	1	(120)	45	(11,088)	64	(15,944)	52	(12,650)	59	(14,699)
小 学 校	公立	2	(258)	51	(4,813)	54	(6,164)	41	(4,509)	54	(6,922)
	私立	-	(-)	1	(124)	-	(-)	1	(126)	1	(140)
	計	2	(258)	52	(4,937)	54	(6,164)	42	(4,635)	55	(7,062)
P T A 等	1	(300)	17	(3,923)	23	(5,080)	20	(4,368)	27	(4,870)	
計	5	(960)	166	(36,916)	202	(49,934)	185	(46,078)	204	(48,614)	

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

種類 年度	麻薬					向精神薬		特定麻薬等原料 卸小売業者	覚醒剤				大麻研究者	けし研究栽培者	計
	卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	卸売業者	試験研究施設		施用機関	研究者	原料取扱者	原料研究者			
2年度	28	3,187	16,306	1,009	129	7	132	152	3	28	63	21	16	1	21,082
元年度	28	3,130	16,241	998	137	8	136	155	3	29	65	19	16	1	20,966
30年度	28	3,002	16,003	967	144	8	136	156	3	31	66	22	15	1	20,582
29年度	28	2,892	15,296	935	141	7	133	156	3	31	67	23	15	1	19,728
28年度	28	2,804	15,113	899	135	6	128	163	3	30	69	22	15	0	19,415

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

令和3年3月末現在

業種 人数	施用者			管理者			
	医師	歯科医師	獣医師	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師
	15,070	185	1,051	596	1	138	274
	16,306			1,009			

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

令和2年度

種類	件名	免許申請・届	免許証再交付申請	業務廃止届	記載事項変更届	免許証返納届	麻薬廃棄届	調剤済麻薬廃棄届	計
卸売業者		12	-	-	29	12	39	-	92
小売業者		1,546	1	183	551	1,255	1,414	1,745	6,695
施用者		7,917	34	1,619	4,047	5,545	34	9	19,205
管理者		532	-	165	56	322	253	1,334	2,662
研究者		50	-	28	19	31	27	-	155
製造業者		-	-	-	-	-	7	-	7
元卸売業者		-	-	-	-	-	3	-	3
特定麻薬等原料卸小売業者		2	-	5	6	-	-	-	13
家庭麻薬製業者		-	-	-	-	-	-	-	0
その他		-	-	-	-	-	-	-	0
計		10,059	35	2,000	4,708	7,165	1,777	3,088	28,832

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数

令和2年度

件名	許可件数 (許可業者数)	許可申請	再交付 申請	変更届	追加届	返納届	計
件数	164 (676)	40	4	24	26	6	100

(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数

令和2年度

種類	件名	指定等 申請	免許証再 交付申請	業務 廃止届	記載事項 変更届 ・変更届	返納届	計
	覚醒剤施用機関	2	-	-	-	2	4
	覚醒剤研究者	20	-	9	1	12	42
	覚醒剤原料取扱者	7	-	2	19	7	35
	覚醒剤原料研究者	9	-	5	1	2	17
	大麻研究者	21	-	5	-	16	42
	けし研究栽培者	1	-	-	-	1	2
	向精神薬卸売業者	1	-	1	5	1	8
	向精神薬試験研究施設	1	-	5	34	-	40
	計	62	-	27	60	41	190

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害(麻薬中毒等)を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、監視指導を実施した。

麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

令和2年度

業種	事項	対象事業所数	監視指導施設数	違反業務所数	違反内容							措置		
					廃棄	管理・保管	帳簿	施用等	届出	その他	計	業務停止	報告書等	計
麻薬	麻薬卸売業者	28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻薬小売業者	3,187 (676)*1	338 (54)*1	6	1	-	1	-	-	5	7	-	7	7
	特定麻薬等原料卸小売業者	152	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻薬診療施設(病院)	325	30	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	1
	麻薬診療施設(診療所)	2,897	15	10	3	2	1	-	2	4	12	-	12	12
	麻薬研究者	129	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	けし研究栽培者	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大麻研究者	16	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
向精神薬	向精神薬卸売業者	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	向精神薬試験研究施設	132	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし薬局	4,009	419	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売	580	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院・診療所		46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚醒剤・同原料	覚醒剤施用機関	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤研究者	28	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料取扱者	63	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料研究者	21	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬局		412	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院・診療所		45	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1
計		11,578	1,396	17	5	2	2	0	2	10	21	0	21	21

(参考) 全 国 ※2 205,595 56,470 1,603

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

※1麻薬小売業者間譲渡許可業者数(内数)

※2厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2021年1月)による

麻薬・覚醒剤等監視指導結果内訳一覧表

事 項		2 年 度					元 年 度				
		対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率	対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率
業 種	麻 薬 卸 売 業 者	28	5	17.9%	-	-	28	6	21.4%	-	-
	麻 薬 小 売 業 者	3,187	338	10.6%	6	1.8%	3,130	377	12.0%	9	2.4%
	特定麻薬等原料卸小売業者	152	7	4.6%	-	-	155	14	9.0%	-	-
	麻薬診療施設(病院)	325	30	9.2%	1	3.3%	329	137	41.6%	4	2.9%
	麻薬診療施設(診療所)	2,897	15	0.5%	10	66.7%	2,870	41	1.4%	10	24.4%
	麻 薬 研 究 者	129	21	16.3%	-	-	137	24	17.5%	-	-
	けし研究栽培者	1	0	0.0%	-	-	1	0	0.0%	-	-
	大 麻 研 究 者	16	0	0.0%	-	-	16	1	6.3%	-	-
向 精 神 薬	向精神薬卸売業者	7	0	0.0%	-	-	8	1	12.5%	1	100.0%
	向精神薬試験研究施設	132	5	3.8%	-	-	136	20	14.7%	-	-
	免許みなし薬局	4,009	419	10.5%	-	-	3,952	406	10.3%	-	-
	免許みなし卸売販売	580	43	7.4%	-	-	577	61	10.6%	-	-
	病 院 ・ 診 療 所		46		-	-		165		-	-
覚 醒 剤 ・ 同 原 料	覚醒剤施用機関	3	0	0.0%	-	-	1	0	0.0%	-	-
	覚醒剤研究者	28	0	0.0%	-	-	29	6	20.7%	-	-
	覚醒剤原料取扱者	63	8	12.7%	-	-	65	5	7.7%	-	-
	覚醒剤原料研究者	21	2	9.5%	-	-	19	3	15.8%	-	-
	薬 局		412		-	-		417		3	0.7%
	病 院 ・ 診 療 所		45		1	2.2%		161		-	-
計		11,578	1,396	12.1%	18	1.3%	11,453	1,845	16.1%	27	1.5%

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

年 度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
け し	4,187本 (70ヶ所)	7,425本 (63ヶ所)	2,321本 (50ヶ所)	6,607本 (60ヶ所)	9,403本 (67ヶ所)
大 麻	-	10本 (2ヶ所)	1本 (1ヶ所)	-	-

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

令和2年度

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
薬局管理薬剤師等	0回	0人
病院・診療所薬剤師	0回	0人
関係団体主催の研修会	0回	0人

※令和2年度はコロナウイルス感染症の影響により、中止した。

(4) 麻薬事故状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
事故の種類	滅失	442 (129)	459 (143)	483 (182)	454 (181)	411 (174)
	盗難	-	-	-	2	1
	所在不明	23	23	21	30	17
	その他	29	26	17	16	24
計(件数)		494	508	521	502	453

*滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
事故の種類	滅失	-	-	-	-	-
	盗難	1	1	1	1	2
	所在不明	1	-	-	2	2
	その他	6	12	11	-	2
計(件数)		8	13	12	3	6

(6) 覚醒剤(原料)事故状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
事故の種類	滅失	5	7	5	4	5
	盗難	-	-	-	-	-
	所在不明	4	5	6	2	5
	その他	1	-	1	-	-
計(件数)		10	12	12	6	10

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
麻薬中毒者	不正使用者	-	1	2	3	2(2※)
	末期患者	-	-	-	-	-
措置入院者		-	-	-	-	-

※()内の2件は再届出のため外数

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。
 昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会復帰し、令和2年度末では80名である。
 なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

項目			年度				
			2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
麻薬中毒者異動状況	増	新規対象者 (措置入院者数)	-	1	2	3	2
		県内転入者	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		計	0	1	2	4	2
		減	社会復帰者	-	-	-	1
	県外転出者	-	1	7	-	-	
	死亡・帰国者	-	-	6	-	22	
	その他	1	-	-	-	-	
	計	1	1	13	1	23	
	麻薬中毒者数	80	81	81	92	89	
	内訳	観察指導対象者	60	62	62	77	87
所在不明者等		20	19	19	15	2	
観導観察状況	観導回数	216	169	65	40	21	
指況	内訳	訪問回数	8	14	9	3	6
		その他	208	155	56	37	15

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

項目		年度				
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
薬物の相談件数 (件)	覚醒剤	115	80	47	9	18
	大麻	128	64	1	2	-
	その他の薬物	32	35	4	11	19
	計	275	179	52	22	37
広報活動(回)		83	150	176	181	189

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」などと称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

項目 \ 年度	2年度	元年度	30年度
試買方法	インターネット	インターネット	インターネット
分析検体数	13	39	42
検出検体数	0	10	8
※ ¹ (うち違反数)	(0)	(8)	(0)

※¹ 検出検体のうち購入時点では未規制の指定薬物のものを除く

(2) 店舗の監視指導状況

項目 \ 年度	2年度	元年度	30年度
対象施設	※危険ドラッグ取扱店	※危険ドラッグ取扱店	※危険ドラッグ取扱店
調査件数	0	0	0
指導件数	0	0	0

※ 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった

(3) インターネットの監視指導状況

項目 \ 年度	2年度	元年度	30年度
調査サイト数	20	34	53
措置件数	0	1	0

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物濫用防止条例」を施行した(完全施行は6月1日)。このことにより、県独自に知事指定薬物を指定し、知事指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

令和2年度

	告示	施行	失効	数	指定物質(通称名)
1	R2. 8. 26	R2. 8. 27	R2. 9. 5	5	①α-PiHP、α-PHiP ②Furanylethylfentanyl、FUEF ③BOD、β-METHOXY-2C-D ④Isobutyrylfentanyl ⑤CHM-081
2	R2. 11. 19	R2. 11. 20	R2. 11. 29	3	①MDMB-4en-PINACA ②2-methyl-AP-237 ③Isotonitazene
3	R3. 1. 22	R3. 1. 23	R3. 2. 1	4	①5F-EDMB-PINACA ②AMB-FUBICA、MMB-FUBICA ③1cP-LSD ④MMB-022、AMB-4en-PICA、MMB-4en-PICA
4	R3. 3. 15	R3. 3. 16	R3. 3. 25	5	①ADB-BUTINACA ②3F-PCP、3-Fluoro-PCP ③4-AcO-EPT ④threo-4-Fluoroethylphenidate ⑤erythro-4-Fluoroethylphenidate
計				17	

令和元年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

平成30年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効)

平成29年度 5回延べ16物質を指定(現在全て失効)

平成28年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効)

平成27年度 7回延べ24物質を指定(現在全て失効)